

公益社団法人川崎西法人会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 本会の会費月額は、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、請求後3ヶ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。ただし、自動引落としを希望しない場合は、振込によることができる。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 一部変更 平成27年6月12日に定め同年4月1日にさかのぼり施行する。

「別表1」

	資本金	月額
正会員	500万円未満	750円
	500万円以上 800万円未満	1,100円
	800万円以上	1,500円
	管内に事業所を有する法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、公益法人等	750円
	同一代表者が2社以上の法人の代表となっている場合は、2社目からの会費は2分の1とする。 ただし、資本金の多い法人を1社目の法人とする。	— 円
	賛助会員	500円